

2. 教育職員免許状取得要件の概要

(1) 一種免許状

① 学士の学位を取得すること。(卒業すること。)

② 所定の項目ごとに、必要単位数以上修得すること。

下表に記載されている単位数は、法令上の最低修得単位数ではなく、本学カリキュラム上の最低修得単位数を表しています。

2019年度以降入学者

該当項目		免許状の種類	本学における必要単位数	
			中学校	高等学校
教育職員免許法に定める科目	教科に関する専門的事項	20		20
	教職専門科目 ^注	39	59	31
	大学が独自に設定する科目	0		8
教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目	日本国憲法	2		
	体育	2		
	外国語コミュニケーション	2		
	情報機器の操作	2		
最低修得単位数 合計		67		

注 教職専門科目…教育職員免許法施行規則に定める『教科及び教職に関する科目』のうち『教科に関する専門的事項』に関する科目及び『大学が独自に設定する科目』を除いた科目を本学では〔教職専門科目〕といいます。

2013～2018年度入学者

該当項目		免許状の種類	本学における必要単位数	
			中学校	高等学校
教育職員免許法に定める科目	教職に関する科目	33		27
	教科に関する科目	20	59	20
	教科又は教職に関する科目	6		12
教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目	日本国憲法	2		
	体育	2		
	外国語コミュニケーション	2		
	情報機器の操作	2		
最低修得単位数 合計		67		

2012年度以前入学者

該当項目	免許状の種類	本学における必要単位数	
		中学校	高等学校
教育職員免許法に定める科目	教職に関する科目	31	25
	教科に関する科目	20	59
	教科又は教職に関する科目	8	14
教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目	日本国憲法	2	
	体育	2	
	外国語コミュニケーション	2	
	情報機器の操作	2	
最低修得単位数 合計		67	

③介護等の体験を行うこと。(中学校教諭免許状取得の場合のみ)

- 2年生以上の学生が対象になります。
- 体験希望前年度の秋学期に行われる登録ガイダンスに出席してください。
- 体験希望前年度までに次の前提条件を満たしておく必要があります。なお、入学年度によって条件が異なりますので注意してください。

入学年度	前提条件
2019年度入学者	「特別支援教育概論」の単位を修得すること。
2016～2018年度入学者	「特別支援教育概論」または「福祉と社会教育」いずれかの単位を修得すること。
2015年度以前入学者	「障害児教育論」または「福祉と社会教育」いずれか単位を修得すること。

(2) 専修免許状

① 基礎資格(修士の学位)を取得すること。

- 大学院博士前期課程に1年以上在学し、所属する専攻に開設されている科目を30単位以上修得した場合も、基礎資格を得たものとみなされます。

② 取得したい専修免許状と同一教科、かつ、同一学校種的一种免許状を取得すること。

- 一种免許状の取得がなくとも、所定の単位を修得している場合を含みます。

③ 専修免許状の要件科目を24単位以上修得すること。

- 該当科目は入学年度の「資格課程案内」を参照してください。
- 所属する各研究科・専攻に開設されている科目であり、修了要件に含まれます。

※大学院に在籍しながら一种免許状の取得を希望する場合は、資格課程科目等履修生制度を利用し、学部及び資格課程に開設されている科目を履修することで、免許状を取得することができます。詳細については、大学院生を対象にした資格課程ガイダンスに出席して確認をしてください。